

事務事業の見直し実施方針

I. 実施の趣旨・目的

(1) 趣旨

少子高齢化とそれに伴う人口減少の進展により、市税収入の大幅な増加が見込めないことが予測されている中、今後も健全な財政運営を図りながら新しい枚方の創造に向けた多くの施策を着実に実行していく必要があります。

将来世代に負担を残さず新たな事業を実施していくためには、既存事業の見直し等による財源確保が不可欠であることから、全ての事務事業について施策に対する事務事業の関連度、優先度を踏まえ、廃止を含めたあり方を検証するとともに、継続する事務事業についても平成 26・27 年度で実施した「改革・改善サイクル」の取り組みで得られた「評価ポイント」等を活用し、より効率的・効果的な事務事業への見直しを図ります。

(2) 目的

- ①新しい枚方の創造に向けた施策を展開するための財源確保
- ②より効率的・効果的な事務事業への見直し

II. 事業の概要

(1) 見直し対象事業

全事務事業（事務事業実績測定単位）を対象とします。

ただし、新行政改革実施プランに掲載されている関連事務事業及び特別会計、企業会計に対する繰出に係る事業については対象外とします。

(2) 目標効果額

平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 ヶ年において、一般会計一般財源ベースで 3 億円の効果額を目指します。

なお、各特別会計、企業会計については、目標額を定めずに本取り組みを実施するものとします。

(3) 各部における取り組みの概要

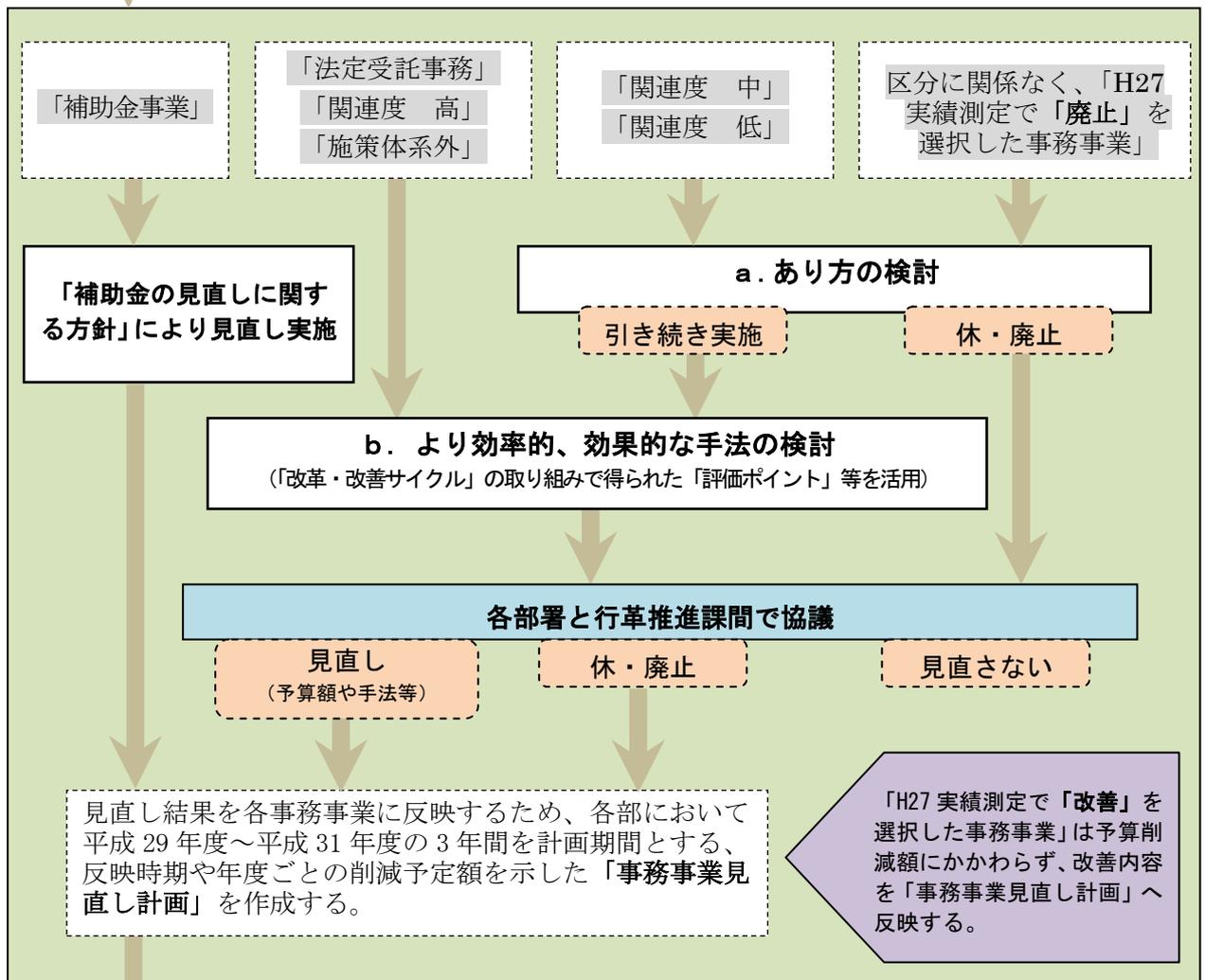
- ① 全事務事業を、第 5 次総合計画における施策目標への関連度により分類を行い、優先度の判定を行う。
- ② 目標効果額をめざし、事務事業の見直しを実施する。見直しにあたっては、次の取り組みにより行う。
 - a. 優先度が低い事務事業については、廃止を含め、あり方の検討を行う。
 - b. 引き続き実施する事業については、より効率的、効果的な手法の検討を行う。※補助金事業については、別途「補助金の見直しに関する方針」により見直しを実施する。
- ③ 見直し内容を各事務事業に反映するため、反映時期や年度ごとの削減予定額を示した「事務事業見直し計画」を作成する。（計画期間：平成 29 年度から平成 31 年度まで）
- ④ 「事務事業見直し計画」に基づき改善等を実施し、進捗管理を行う。

(4) 見直しの流れ

①事務事業を施策への関連度により分類し、優先度を判定

- ・各部署で全事務事業を施策目標への関連度により分類し、優先度を判定する。
- ・分類の区分は「法定受託事務」、「関連度 高」、「関連度 中」、「関連度 低」、「施策体系外」、「補助金事業」とする。

②見直しの実施



③行政改革実施本部会議において見直し内容及び「事務事業見直し計画」の決定

④見直し結果を平成 29 年度当初予算案へ反映

⑤次年度以降は「事務事業見直し計画」に基づき、改善等に取り組む

- ・毎年度「事務事業見直し計画」に基づき改善等を実施し、予算案へ結果を反映する。
- ・各部署の「事務事業見直し計画」の進捗状況を行政改革実施本部会議に報告する。
- ・進捗状況等に鑑み、必要に応じて「事務事業見直し計画」の修正を行う。

